

法律相談のご案内

★日常生活のお困りごとについて、弁護士が法律のアドバイスを行います！

法律相談は、平日のご来庁が難しい区民の皆様にもご利用いただけるよう、毎月、第3日曜日にも実施しています。
暮らしの問題を解決するきっかけとして、どうぞお気軽にご利用ください。

利用できる方

中野区にお住まいの方で、相続、土地・建物、金銭貸借など、日常生活における法律問題についての相談を希望する方。

実施日時

① 実施日：月曜日と水曜日（第3日曜日の翌日を除く）
実施時間：午後1時～4時

② 実施日：第3日曜日
実施時間：午後1時～4時

区【HP】は
こちら→



※ 2024年度の相談日は、裏面の「法律相談日程表」をご覧ください。

申込方法

電話での予約が必要です。（窓口では受け付けていません）

★ 予約申込先 ★ ☎ 03-3228-8802（区民相談係）

★ 受付開始日 ★

① の相談日 相談日の一週間前の同一曜日の午前9時から（先着順）

② の相談日 相談日の一週間前の月曜日の午前9時から（先着順）

※ 予約受付開始日が祝日・休日の場合はその翌日（平日）の午前9時から

相談場所

5月2日まで 現中野区役所 1階 専門相談室（窓口番号 1-20）
5月7日から 新中野区役所 4階 専門相談室

※ 各回の定員は12名、相談時間は25分以内となります。（秘密厳守）
相談員は、弁護士です。また、相談は無料です。



【裏面の注意事項及び相談実施日程をご参照ください】

＝ 法律相談を受けられる方へ ＝ 【 注 意 事 項 】

- ◆ 電話予約後、体調不良や予定変更等でキャンセルされる場合は、必ず、区民相談係まで電話連絡（☎03-3228-8802）をお願いします。
- ◆ 相談当日は、指定時間の10分前にご来庁ください。その際、お聞きになりたいことのメモ、関係資料等をお持ちください。また、指定時間にご来庁できなくなった場合や、時間に遅れる場合は、相談開始時刻までに必ず区民相談係（☎03-3228-8802）へご連絡ください。
- ◆ 多くの皆様にご利用いただくため、同一内容の相談は、1年に1回しかお受けできません。また、係争中の事案や、すでに弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。

【 2024年4月～2025年3月の法律相談実施日程 】

- ① 月・水曜日の相談日 ※予約受付開始は相談日の一週間前の同一曜日^(注)の午前9時から（先着順）
 (注) 受付開始日が祝日・休日の場合はその翌日（平日）

2024年	4月	1(月)	3(水)	8(月)	10(水)	15(月)	17(水)	24(水)	
	5月	1(水)	8(水)	13(月)	15(水)	22(水)	27(月)	29(水)	
	6月	3(月)	5(水)	10(月)	12(水)	19(水)	24(月)	26(水)	
	7月	1(月)	3(水)	8(月)	10(水)	17(水)	24(水)	29(月)	31(水)
	8月	5(月)	7(水)	14(水)	21(水)	26(月)	28(水)		
	9月	2(月)	4(水)	9(月)	11(水)	18(水)	25(水)	30(月)	
	10月	2(水)	7(月)	9(水)	16(水)	23(水)	28(月)	30(水)	
	11月	6(水)	11(月)	13(水)	20(水)	25(月)	27(水)		
	12月	2(月)	4(水)	9(月)	11(水)	18(水)			
2025年	1月	15(水)	22(水)	27(月)	29(水)				
	2月	3(月)	5(水)	10(月)	12(水)	19(水)	26(水)		
	3月	3(月)	5(水)	10(月)	12(水)	19(水)	24(月)	26(水)	31(水)

- ② 第3日曜日の相談日・受付開始日 ※予約受付開始は、受付日の午前9時から（先着順）

	2024年									2025年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談日	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
受付日	15	13	10	16	13	9	15	11	9	14	10	10

◆このチラシに関するお問合せ◆

中野区役所 区民サービス課 区民相談係 TEL:03-3228-8802 FAX:03-3228-5644